

社団法人 日本臨床衛生検査技師会

平成23年度 臨時総会

議 案 書

次 第

開催通知	3
次 第	3
会員及び会費等に関する規程の制定.....	4
役員報酬等及び費用に関する規程の制定	7
総会運営規程の制定	11
注意事項	19

[会場周辺案内図]

品川プリンスホテル メインタワー 8階「ターコイズ」

〒108-8611 東京都港区高輪4-10-30

TEL 03-3440-1111



新幹線・JR線・京急線の品川駅(高輪口)徒歩約2分。

京急線 羽田空港駅から最速約13分。

平成23年10月 1 日

会員各位

社団法人 日本臨床衛生検査技師会
会 長 高 田 鉄 也



平成23年度 臨時総会

開 催 通 知

定款第24条の規定により、平成23年11月12日(土)午後2時から午後4時まで、品川プリンスホテル・メインタワー8階ターコイズ(東京都港区)において、社団法人日本臨床衛生検査技師会「平成23年度臨時総会」を開催するので会員各位の出席を要請します。

次 第

一. 開 会

一. 会長挨拶

一. 議長選出

一. 議長挨拶

一. 総会役員選出

(1) 資格審査委員・議事運営委員任命

(2) 書記任命

(3) 議事録署名人選任

一. 議案審議

(1) 第一号議案

会員及び会費等に関する規程の制定

(2) 第二号議案

役員の報酬等及び費用に関する規程の制定

(3) 第三号議案

総会運営規程の制定

一. 議長挨拶

一. 閉 会

【第一号議案】

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 会員及び会費等に関する規程（案）

平成23年11月12日制定

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下、「この法人」という。）定款第2章の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会並びに会費等の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 会 員

（会員の定義）

第2条 この規程に定める会員とは、定款第7条第1号乃至第3号に定められた会員をいう。

第3章 入会及び退会

（入会基準及び手続）

第3条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議を経て定める入会申込書を用い、別表に掲げる事項を記載し、提出しなければならない。

2 前項の入会申し込みに対し、理事会は入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

3 名誉会員については、理事会で予め本人の意向を確認の上、社員総会において推薦を決定し、本人に通知する。

（会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い）

第4条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員が、電磁的方法により修正するものとする。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

（退会事由及び手続）

第5条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2 定款第13条の規定に基づき、会員は、退会した後も未納会費の納入義務を負う。
 - 3 定款第10条の定めにより、退会以外の事由によって会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。
 - 4 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費等は返還しない。また、喪失後は、会員としての資格称号を使用することはできないものとする。
- (除名)

第6条 定款第12条の定めにより除名された会員には、その旨通知しなくてはならない。

- 2 除名に当たっては、総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 会費等

(会費等の取扱い)

第7条 定款第8条第3項の規定に基づき、入会を認められた会員は、この規程の定めに従い、入会金、会費を納入しなければならない。

- 2 会費滞納者に対しては、納入を催告しなければならない。

(入会金)

第8条 新たに正会員として入会を希望する者の入会金は 2,000円とする。

(入会金の納期)

第9条 新たに入会が認められた者は、入会承認の通知を受けた日から1箇月以内に入会金を納入しなければならない。

(再入会時の入会金)

第10条 退会した者が、再度入会する場合、入会金はこれを免除するものとする。

(会費)

第11条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正 会 員	年額10,000円
賛助会員(個人)	年額20,000円／一口
賛助会員(法人)	年額50,000円／一口

(会費の納期)

第12条 新たに入会が認められた者は、入会承認の通知を受けた日から1箇月以内に会費を納入しなければならない。なお、事業年度の中途に入会した会員の会費も年額の全額とする。

- 2 継続する会員は、毎事業年度開始前の理事会で定めた日までに、会費（年額）を納付しなければならない。
- 3 会費未納のまま、年度途中で退会した者は、退会後も会費納入の義務を負う。

(会費の減免)

第13条 理事会は、第11条の規定にかかわらず、会費の減免を議決することができる。

2 会費減免の適用を受けようとする会員は「会費減免申請書」により申請するものとする。

第5章 雑 則

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

別表

入会申込書に記載する主要事項

1 個人正会員及び個人賛助会員

(1)入会に際しての誓約

「私は、貴会の趣旨に賛同し、定款・諸規程の遵守を誓い入会を申し込みます。」

(2)氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話・Fax・メールアドレス

(3)勤務先名称、所属部署、所在地、電話・Fax・メールアドレス

(4)その他

2 団体賛助会員

(1)入会に際しての誓約

「貴会の趣旨に賛同し、定款・諸規程の遵守を誓い入会を申し込みます。」

(2)団体名、所在地、代表電話・Fax・メールアドレス

(3)代表者氏名、役職

(4)事務連絡先（氏名、所属部署、電話・Fax・メールアドレス）

(5)その他

【第二号議案】

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 役員報酬等及び費用に関する規程（案）

平成23年11月12日制定

第1章 総 則

（目的及び意義）

第1条 この規程は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下「この法人」という。）の定款第30条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、この法人の主たる事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- 三 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- 四 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 五 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第2章 報 酬 等

（報酬等の支給）

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給する。

2 常勤役員の報酬は年額とする。ただし、月の途中で採用または退職した場合には、年俸額の12分の1に、その年度の全日在任した月数を乗じて得た金額を限度とする。

3 報酬は、年俸額の範囲で各月分割して支給する。

（報酬等の額の決定）

第4条 この法人の常勤役員の年俸額は次のとおりとする。

- 一 会長 1,000万円を超えない額とする。
- 二 専務理事 816万円を超えない額とする。ただし、就任時に満60歳未満の場合は、満60歳に達する年度末まで1,000万円を限度とする前職退職時の年俸とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

第3章 費用

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その実態に応じ、別途通勤費を支給する。

- 一 1箇月の定期運賃相当額とし、45,000円以内の場合は全額支給とする。
- 二 その額を超過する場合は、超過する額の2分の1の額を加算する。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

第4章 雑則

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

<参考>

役員報酬等及び費用に関する規程細則

平成23年9月11日制定

(専務理事の採用要件)

第1条 専務理事は、この法人の理事の経験を有することとする。

2 選任にあたっては公募制とし、会長が取りまとめ理事会に諮り決定する。

3 選任時の年齢は、満63歳以下とする。

(専務理事の業務)

第2条 業務は、会長の補佐および会長の指示に基づくものとする。

(旅費の支給)

第3条 役員に係務行動に要する旅費は、後払いによる振り込み方式により支給する。ただし、行動報告が提出されない場合は支給しない。

2 旅費は、最も経済的な通常の経路および方法により計算するものとする。

3 役員以外の者がこの法人の依頼または要請に応じ、会務遂行を補助するために行動した場合にも、これを適用するものとする。

(旅費の種類と支給基準)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び日当とする。

2 旅費の支給基準は、出発から帰宅までに要した実費全額とする。

3 航空運賃は、原則としてこの法人が契約する割引料金を支払うものとする。

4 宿泊料は、国内においては1泊12,000円以内の実費とし、国外の場合はその実費とする。

(営業車の使用)

第5条 会務における営業車の利用は、会長が合理的と判断された場合に認めるものとする。

2 前項の請求は、使用した理由を記載し領収書を添付するものとする。

(宿泊)

第6条 会議開催通知に宿泊予約に関する案内がある場合は指定泊とし、宿泊費は、この法人の負担とする。

2 前項以外で宿泊予約が必要な場合は、請求用紙空白部分にその旨を記載して届出するものとする。

3 宿泊は、会務がより有益となる場合に限り、会長が認めるものとする。

4 東京都内での宿泊は、原則としてこの法人が契約している宿泊施設とする。

(日当)

第7条 日当は、日額3,000円を支給する。

(旅費の請求)

第8条 旅費・交通費の請求は、所定の用紙を使用し指定の提出期限を厳守するものとする。

2 関係団体・学会等から支給される場合には支給しない。

(費用の請求)

第9条 この法人の業務・活動に要する費用が発生した場合には、速やかに、所定の用紙を用いて請求するものとする。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

【第三号議案】

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 総会運営規程（案）

平成23年11月12日制定

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下「この法人」という。）定款第23条の規定に基づき、社員総会（以下「総会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 総会招集の手続等

（招集の手続）

第2条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- 一 総会の日時及び場所
 - 二 総会の目的である事項
 - 三 書面によって議決権を行使することができるとする場合はその旨
 - 四 電磁的方法によって議決権を行使することができるとする場合はその旨
 - 五 次に掲げる事項
 - イ 総会参考書類に記載すべき事項
 - ロ 書面による議決権の行使については、議決権行使書を開催日の前日までに提出すべき旨
 - ハ 電磁的方法による議決権の行使については、開催日の前日までにすべき旨
 - 六 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
 - 七 次に掲げる事項が総会の目的事項であるときは、当該事項にかかる議案の概要
 - イ 役員を選任
 - ロ 役員報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更
 - ホ 合併
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般

社団・財団法人法」という。)第37条第2項の規定により正会員が総会を招集する場合には、その正会員は前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

(招集の通知)

第3条 総会を招集するには、前条第2項の場合を除き、会長は、総会の開催日の4週間前までに、正会員に対し、書面により、又は正会員の承諾を得て電磁的方法により、通知を発しなければならない。

2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、総会参考書類及び議決権行使書、出席票その他必要な書類を同封しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第4条 総会開催日の2箇月前に在籍している正会員を、当該事業年度の定時総会及び臨時総会に関して議決権を有する正会員とする。

(資格審査委員会)

第5条 議長は、出席者の資格を審査するため、資格審査委員会を設ける。

2 資格審査委員会の委員は、総会に出席する正会員の中から1箇月前までに、各支部で選出された各1名と理事1名をもってあてる。

3 資格審査委員長は、委員の互選によって選出する。

(審査結果の報告)

第6条 資格審査委員会は、構成員の資格を審査し、委員長は資格審査の結果を総会に報告しなければならない。

(議事運営委員会)

第7条 議長は、会議を円滑に運営するため、議事運営委員会を設ける。

2 議事運営委員会は、資格審査委員会がこれを兼ねる。

(議事運営)

第8条 議事運営委員会は、次の事項を審議し、その結果を総会に提案する。

- 一 議事日程の時間の割振と変更
- 二 会議混乱の収拾、その他事故ある時の取扱い
- 三 提出議案及び出席正会員からの議案提出に関する取扱い
- 四 その他、議事運営に関すること

(書記及び議事録署名人)

第9条 議長は、会議を司り、会議の議事を記録するため、書記及び議事録署名人2名を任命する。

第3章 総会の開催

(会場の設営等)

第10条 総会の開催に際しては、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

(正会員の出席)

第11条 総会に出席する正会員は、会場の受付において、予め送付を受けた出席票の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

2 正会員の代理人として総会に出席する正会員は、会場の受付において、前項の出席票と委任状の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

(正会員以外の者の出席)

第12条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2 この法人の職員及び弁護士等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て総会に出席することができる。

(傍聴者)

第13条 傍聴者は、定められた場所において傍聴することができる。

第4章 総会の議事

(司会者と議長及び副議長の選出)

第14条 司会者は会長が指名し、議長及び副議長決定までの会議の責任を持つものとする。

2 司会者は仮議長となり、出席した正会員の中から議長及び副議長を選出するものとする。

3 議長及び副議長は、総会出席正会員の中から各1名とする。

(議長及び副議長の権限)

第15条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

一 正会員又はその代理人として出席したものであって、その資格を有しないことが判明した者

二 議長の指示に従わない者

三 総会の秩序を乱した者

3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

4 副議長は、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

(定足数の確認)

第16条 議長は、総会の開会に際し、資格審査委員長に出席者を確認させ、会場に報告させなければならない。

2 出席者が定足数に満たない場合は、休憩又は延会を宣言しなければならない。
(開会の宣言)

第17条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は議場に開会を宣言する。
(開会時刻の繰り下げ)

第18条 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している正会員等に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。
(議案提出権)

第19条 総正会員の議決権の30分の1以上の議決権を有する正会員に限り、理事に対し、一定の事項を総会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、総会の日6週間前までにしなければならない。

第20条 正会員は、総会において、総会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき総会において総正会員の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りではない。

第21条 総正会員の議決権の30分の1以上の議決権を有する正会員に限り、理事に対し、総会の日6週間前までに、総会の目的である事項につき当該正会員が提出しようとする議案の要領を正会員に通知することを請求することができる。

2 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき総会において総正会員の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合には、適用しない。

(議題の付議の宣言)

第22条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べて順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第23条 議長は、議題付議の宣言後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 正会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、又は、その説明をすることが正会員の共同の利益を著しく

害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認めるときはこの限りではない。

- 3 一般社団・財団法人法第43条、第44条又は第49条第3項の規定により正会員から提案があった場合は、議長はその正会員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれにかかる意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第24条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決する。
- 3 議長から指名を受けたときは、発言に先立ち、会員番号、氏名を明確にして発言し、終了後はその要旨を書面で提出しなければならない。
- 4 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第25条 正会員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなき場合は直ちに却下することができる。

(議長の不信任動議)

第26条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

- 2 前項の動議が決議されたときは、議事運営委員長が仮議長となり、その総会の議長を出席正会員の中から選出する。
- 3 総会の議長が、その総会において出席正会員の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

(採決)

第27条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。ただし、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに採決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定款第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原

案を修正案に先立ち採決することができる。

- 5 修正案の採決においては、書面又は電磁的方法によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取り扱う。
- 6 一般社団・財団法人法第55条第1項及び第2項に規定する議案が提出されたときは、書面又は電磁的方法によって行使された議決権については、賛成の意思が表明されたものとして扱う。
- 7 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 8 議長は採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることができない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に参入することができる。

(出席した正会員の議決権の数)

第28条 総会の決議については、次の数の合計数を出席した正会員の議決権の数とする。

- 一 出席した正会員本人の議決権の数
- 二 代理人を出席させた正会員の議決権の数
- 三 議決権行使書を開催日の前日までに提出した正会員の議決権の数
- 四 電磁的方法により開催日の前日までに議決権を行使した正会員の議決権の数

(総会の決議)

第29条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
 - 一 一般社団・財団法人法第30条第1項の総会
 - 二 一般社団・財団法人法第70条第1項の総会(監事を解任する場合に限る。)
 - 三 一般社団・財団法人法第113条第1項の総会
 - 四 一般社団・財団法人法第146条の総会
 - 五 一般社団・財団法人法第147条の総会
 - 六 一般社団・財団法人法第148条第3号及び第150条の総会
 - 七 一般社団・財団法人法第247条、第251条第1項及び第257条の総会

3 総会は、総会の目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。

(採決結果の宣言)

第30条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第31条 議長は、必要と認められるときは、再開時刻を定めて休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第32条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することができる。

3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに正会員に通知しなければならない。

4 延会又は継続会の日は、当初の総会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第33条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第34条 総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。また議長及び出席した正会員の中から議長が指名する議事録署名人2名はこれに記名押印しなければならない。

一 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は正会員が総会に出席した場合における当該出席の方法）

二 議事の経過の要領及びその結果

三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する正会員があるときは、当該正会員の氏名

四 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき

ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき

ハ 監事が、理事が総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、総会に報告したとき

ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき

五 総会に出席した理事、監事の氏名

六 議長の氏名

七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(議事の経過及びその結果の報告)

第35条 会長は、総会の議事の経過及びその結果の概要を、書面又は電磁的方法で報告す

るものとする。

第5章 雑 則

(改廃)

第36条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

総会運営にご協力をお願いします。

平成23年度「会員証」を忘れずに！

平成23年度 臨時総会に関する注意事項

1. 総会構成員の資格は

平成23年9月12日現在の正会員です。

2. 出席する会員の方は

- 1) 総会の受付は、出席票と平成23年度「会員証」で行いますので、出席票は必ずご持参ください。

3. 欠席する会員の方は

- 1) 委任状を必ず日臨技に送付してください。
- 2) 「執行部に委任する」もしくは委任する会員の会員番号と氏名を記入してください。
- 3) 委任された会員番号と氏名が一致なかった場合や委任された会員が臨時総会に出席しなかった場合等、委任状は無効となります。
- 4) 捺印のない委任状は無効となります。

※「出席票」及び「委任状」は、別途、当会から送付されます。